

平成28年 7 月19日

第41回指定都市市長会議

午後2時30分開会

○事務局長 定刻となりましたので、第41回指定都市市長会議を開催させていただきます。

事務局長の鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

各市長におかれましては、御多忙のところ、会議に御出席いただき、まことにありがとうございます。また、平素より指定都市市長会の諸活動につきまして御尽力を賜り、心からお礼申し上げます。

資料につきましては机上に配付しておりますが、左側には本日の意見交換及び議題で御議論をいただく資料を、右側にはその他の資料を置いておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、林会長から御挨拶をいただきたいと思います。

○横浜市長 皆様、本日は公務御多忙な中、お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。また、朝早くより政策提言プロジェクト、部会の活動に熱心に御参加をいただきまして、重ねてお礼を申し上げたいと思います。

今日は皆様、この市長会議に吉村大阪市長が、御就任後、初めて御出席いただいております。待望でございましたので、私も大変うれしく思います。後ほど吉村市長から御挨拶を頂戴したいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

さて、平成28年熊本地震が発生してから早くも3カ月がたちました。いまだに余震が続く、避難所生活を余儀なくされている方が数多くいらっしゃいます。加えて、大雨による被害も発生しておりまして、復旧・復興に向けては、なお多くの困難があると思います。今後本格的な台風シーズンが到来し、土砂災害に対する備えも一層重要になってくると思います。大西熊本市長におかれましては、この間、復旧・復興に向けて休みなく陣頭指揮に当たられていることと存じます。本当にお疲れさまです。これからも熊本市民の皆様のために御尽力賜りますようお願いいたします。私たち指定都市市長会としても、現在も引き続き熊本支援のために職員派遣も継続しておりますし、各市より多数の職員の皆様を派遣していただいております。現地で業務に当たられている各市の職員の皆さん、そして、長期にわたり多数の職員の方たちを快く送り出していただいております19市の市長の皆様に感謝申し上げながら、一層我々一同、御支援を申し上げたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後、時間の経過によりまして支援ニーズも変わっていくことと思います。熊本市を初め、被災地の一日も早い復旧・復興に向けて、その時々にな最適な支援を行ってまいりたいと思いますので、皆様には引き続き御協力をお願いします。もちろんまだまだ東日本大震災についても、復旧は完全ではございません。あわせて、私どもが御支援をしっかりと行なってまいりますので、よろしくお願いいたします。

本日は、内閣府地方創生推進事務局より藤原審議官にお越しいただいております。大変お忙しい中、御出席いただきまして、まことにありがとうございます。後ほど「国家戦略特区」について意見交換させていただきたいと思います。この意見交換は、前回の市長会議で鈴木浜松市長の御提案を受けまして実現に至ったものでございます。鈴木市長にはセッティングにも御尽力いただきました。ありがとうございます。

現在、熊本地震や東日本大震災などの大規模災害を受けて、国においても災害時の法制を見直す動きがございます。前回の市長会議でも指定都市市長会としての要請文を採決しましたが、今回の市長会議でも指定都市20市が一致して災害対応法制の見直しを求めていくことを基本方針として確認いたしまして、制度・法律改正に向けた動きを加速させていきたいと思います。また、各部会やプロジェクトでの検討状況、特命担当の活動状況も御報告いただきます。よろしくお願いします。

先般、参議院議員通常選挙が行われました。来月には内閣改造も予定されております。そして、秋に開かれる予定の臨時国会では、今年度補正予算が審議されるなど来年度の予算編成に向けた国政の動きも加速していくものと思われます。今後とも指定都市市長会として、国・政府の動向をしっかりと注視し、地方自治体の取組をリードしていくことで、私たち指定都市に寄せられる期待にしっかりと応えていきたいと思います。そして、指定都市のみならず、我が国全体の課題解決に向けて御一緒に取り組んでまいりましょう。これからも皆様の御協力をよろしくお願いいたします。

本日は、この会議の終了時間を16時としております。どうぞ自由闊達な御議論をお願いいたします。そして、あわせて会議進行に御協力のほどお願い申し上げます。

それでは、事務局に移します。

○事務局長　ありがとうございました。

続きまして、吉村大阪市長に御挨拶をいただきたいと存じます。吉村大阪市長、よろしくお願い申し上げます。

○大阪市長 皆さんこんにちは。大阪市長の吉村でございます。今日は初めての指定都市市長会議への出席ということで、一言御挨拶させていただきたいと思います。

平素は、林会長を中心に、事務方の皆さんも指定都市市長会を運営いただきましてありがとうございます。感謝申し上げます。私自身は昨年11月の選挙において市長に就任しまして、現在、大阪固有の課題の解決、それから都市力を高めていく、住民サービスを高めていくことに鋭意邁進している次第であります。政令指定都市、大都市の果たすべき役割が私は非常に大きいと思っています。国家も都市も成長して成熟している中において、これからは都市自身が切磋琢磨して、都市自身が国内からも、国外からも選り、選ばれという時代に突入してくるのだろーと思っています。国が決めたことだけをするというのではなくて、都市が国を引っ張るぐらいの気持ちで私はやるべきではないかと思い、市政に取り組んでいるわけであります。指定都市においても課題は様々、地域課題もそれぞれの事情において違うところも多くあろうかと思っています。その中でそれぞれの都市が成長していくことが大事だと思っていますし、共通の課題については、こういった指定都市市長会の枠組みを通じて、力を持って発揮していく、発言していくことも大事だと思っています。そういった意味で、私も指定都市市長会のメンバーの仲間入りをさせていただきまして、微力ですけれども、先輩方の色々な意見もお聞きしながら役割を果たしていきたいと思っています。

本日はありがとうございます。(拍手)

○事務局長 ありがとうございます。

本日は、高島福岡市長におかれましては、御公務のため欠席、また、京都市、北九州市は副市長に代理出席いただいておりますので御報告申し上げます。

ここで、報道の方をお願いいたします。これ以降につきましては、記者席のほうからの取材ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、会議に入りたいと存じますが、指定都市市長会規約第9条第5項によりまして、会長が議長になることとなっておりますので、林会長、どうぞよろしくお願いいたします。

○横浜市長 それでは、規約に従いまして会議の議長を務めさせていただきます。

早速進行に入ります。

まず初めに、内閣府との意見交換を行わせていただきます。本日は、内閣府地方創生推進事務局の藤原豊審議官にお越しいただいております。改めまして、私から一言御挨拶申し上げます。

本日は、お忙しい中、指定都市市長会議に御出席いただきまして、まことにありがとうございます。指定都市市長会を代表いたしまして御礼を申し上げます。市長会議の場を活用してこうした意見交換を行うのは今回が初めての試みでございます。国・政府が進めようとしている各種施策を実際の現場レベルで実行に移していくのは、基礎自治体である指定都市の役割の1つでもあると思います。国のお考えを直接伺いいたしまして、意見交換できることは、私たち首長にとっても貴重な機会だと思います。

それでは、早速でございますが、「国家戦略特区」についての御説明をお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いします。

○藤原審議官 ただいま御紹介いただきました内閣府で国家戦略特区を担当しております藤原でございます。日ごろより国の経済、財政対策に対しまして大変な御協力をいただきましてありがとうございます。この場をおかりしてお礼を申し上げたいと思います。失礼ですが、座らせていただきます。

先ほどお話もございましたが、本日、国の経済対策が再び動き出す時期に、成長戦略の1つの柱でございます国家戦略特区につきまして、政令指定都市の首長の皆様とこういった有意義な意見交換の場を設定いただきまして、まことに感謝しております。ありがとうございます。お手元の資料をめくっていただきまして、1ページ目に目次を書いてございます。この流れで簡単に御説明させていただく次第でございますけれども、本日、私から申し上げたいポイントをかいつまんで2点、最初に申し上げたいと思います。

1つ目は、国家戦略特区法が成立して2年半たっております。その間にももちろんアベノミクスの効果ということで、さまざまな御批判があるのは承知しておるんですが、やはり長年改革できなかった岩盤規制改革というものについて、一定の成果があらわれてきているということは事実だと思っております。そして、それらの成果には、本日、ここにおいでの方々の政令市長の方々、皆様の御尽力、御協力が相当おありになった、大きく寄与されているということが1つの事実として挙げられると思います。この点もまた、感謝申し上げるとともに、後ほどもう少し詳しく御説明申し上げたいと思います。

もう1点は、現在、まさにまた受け付け期間中としておりますが、こういった規制改革は自治体の方々からの有意義な提案、大胆な御提案によって実現しているということは、ぜひ御記憶にとどめていただければと思います。これも後ほど詳しく申し上げますけれども、国の制度を変えてまで事業を行いたい——先ほど吉村市長からもお話がございました。国の言いなりではなくて、都市が引っ張っていただくような志をお持ちであれば、とにかくにも特区で御提案をいただく、規制改革の提案をしていただければ、事業が実現するかどうかは、最終的にさまざまな省庁とのやり合いがあるわけでございますけれども、必ず実現の方向での議論が進展するということはお約束できると思いますか、事実でございますして、実現に近づくという意味でぜひ、ありていに言うとは損はないと思いますので、この仕組みをどんどんまたお使いになっていただいて、御提案をどんどんしていただきたいという点でございます。

誤解なきよう申し上げますと、この点は国家戦略特区に指定させていただいている自治体ではなくて、それ以外のきょうお越しの政令市の皆様にも、それ以外のまだ指定に至っていない自治体も何自治体かいらっしゃいますけれども、そういった自治体もどんどん活用できる。どんどん御提案いただければ、事業が実現する方向に必ずつながりますので、ぜひその点も御認識いただきまして、おやりになりたい事業を阻害している規制があれば、改革提案をこういった時期にどしどしいただければ幸いということでございます。この点が2つ目のポイントでございます。

それでは、資料に基づきまして、やや詳しい説明をさせていただきます。

ちょっとまた表紙に戻っていただいて、ざっと鳥瞰していただきたいんですが、現在、この2年余りの間に国家戦略特区と言われる地域は10に広がっております。やはり大都市圏を指定していることもありまして、特区といいますと、日本全体でごく一部ではないかという御批判もあるんですが、実は10の特区の経済活動を合計いたしますと全国の6割になります。したがって、この特区が元気になれば、日本の半分以上が元気になるというようなものだと思っておりますので、特区でまさにフルに項目を活用いただいて、具体的な事業をどんどん出していただくということが日本経済全体にとって大変重要だということを最初に申し上げておきたいと思えます。

またちょっとめくっていただいて、2ページでございます。この2年余りでございますが、特区で実現した規制改革事項でございます。わかりやすいと思って数字を挙げておりますが、特区というアプローチで議論しましたところ、特区で実現した土地、要するに特

区以外ではできないけれども、特区ではできますというような改革事項が50を数えてございます。重要なのは全国措置18事項というやつでございまして、特区というアプローチで議論すると、関係省庁が、これは大変いい話だから、数カ月待ってくれば全国で措置をいきなりしようではないかということも含めて特区の成果でございまして、これも18ございますので、2年余りで68ございます。その中で、詳細な御説明はちょっと省かせていただきますが、都市分野、観光分野、外国人の分野、あるいは農林、医療、保育、雇用、教育等々の分野で重立ったものをここに書かせていただいております。緑で囲ったものは先月初めに会期末を迎えました前国会、通常国会で改正特区法もまた成立をしております、そこに掲げられた項目でございます。

次のページでございまして、3ページでございまして。ちょっと細かいんですが、今、申し上げた主立った項目が丸、二重丸、赤丸で描いてございまして。特区が通常の規制改革の議論よりもわかりやすいと思われるのは、やはりこういったところだと思っております。また、スピード感があるということも見ていただければと思いますが、国は安倍政権になりまして、御承知のとおり6月に成長戦略ということを決めて、そこでいわゆるピンポイントといいますか、押さえをきかせて、二重丸のところ。主には法律事項でございまして、国会を通しまして、そして御提案をいただいた自治体ないし事業者がこの赤丸のところを活用いただくということで、早ければもう半年、1年で——通常法律改正などをしますと、施行期間などを含めて2年、3年、どうしても提案からかかってしまうということが多いんですが、半年、1年で実現している項目も多いということはぜひ御理解いただきたいと思います。こんな形で、具体的な事業がどんどん提案によって進んでいるところでございます。

4ページは先ほど申し上げた、前国会で通させていただいた法律でございまして。

そのあたりをどんな地域で、どういう項目を今使っているかということが5ページに一覧表になってございます。大変細かい字で恐縮でございますけれども、それぞれの地域の特徴なども、これをごらんになっていただければ一目でわかるのではないかと思っております。

6ページ以降に、さらにそれをブレイクダウンしまして、真ん中の欄でございまして。ここに事業主体というのが出てまいります。左から、どんな圏域、どんな特区で、どういう項目を使って、誰が——この「誰が」が非常に重要でございまして、例えば都市計画のような話ですと、東京が主でございまして、ディベロッパーの方々がこれを活用する。少し

下に行きますと、保険外併用療養、いわゆる混合診療とかベッドの規制ですね。こういったところは、市ないし、あるいは事業者の方々が活用いただく、主には病院でございます。

という感じで、ずらっと、どの項目を、どんな地域で、誰が使っているか、いつ認定を受けたかというのがございまして、2年余りで175事業を数えてございます。本日ここにいらっしゃる自治体の中でこういった事業が具体的に進んでいることも少しわかりやすくなったものですから、黄色で塗らせていただいています。これは政令市に関するところでございます。ちょっと数えてみましたら70ぐらいあったと思いますので、約3分の1以上、半分近くの政令市の方々が直接かかわっていらっしゃるプロジェクトというふうに御認識いただければと思います。黄色で塗っているところがそういったものでございますが、ずらっとございます。戦略特区は、どうしてもアベノミクスの中で象徴的に議論されることが多いものですから、海外の投資家の方なんかと我々も意見交換をすることが多いんですが、とにかくこのリストがどんどん長くなることを大変評価していただいております。私どもの一番重要な仕事としてこの事業を具体化するというものを引き続き頑張っていきたいと思っているところでございます。

12ページ以降は、重立ったものの具体的なイメージでございます。もう本当に触れるだけでございますが、少し解説をさせていただきますと、東京都は今御存じのような状況ですが、いわゆる都市開発のプロジェクト、高層ビルの中にさまざまなコンテンツを入れてまして、特に東京駅周辺で金融拠点をつくりたいというプロジェクトがございまして、今、認定しているものだけでも2兆5000億円の経済効果があるということで、これは相当大的なプロジェクトでございます。これに続いて今、横浜市でもいろいろなプロジェクトを考えていただいております。

13ページでございます。これも外資系あるいはベンチャー企業ですね。日本の市場で新たに開業したいという方、さまざまな役所の手続があるわけでございますけれども、そのあたりをワンストップで解決できるようなものということで、昨年の4月からこういったものもアークヒルズの中につくりまして、それなりに利用していただいているところでございます。

14ページは一番わかりやすいケースですが、日本には医学部が38年間つくられていなかったわけでございますが、これにつきましても戦略特区の成田で実現する、来年4月開講の予定で、恐らく来月、学校に具体的な認可がおりる見込みでございます。

15ページのあたりは、神奈川県、大阪府、仙台市でも御活用いただいております。ずっと政府の中で役所といろいろな議論をしておりましたときに、保育士が足りないと。ただ、これは、自治事務におりているんですけれども、年に2回保育士の試験ができない状況だったわけでございます。横浜市ほかの御提案もございまして、2回目の試験を保育士さんに地元のインセンティブが少しく地域限定保育士の形で昨年からスタートいたしました。4つの地域で去年スタートしたんですが、早速効果があらわれまして、合格者数、去年の保育士は全国で2万3000人いらっしゃるんですが、そのうちの1割がもうこの地域限定保育士で創出できた、輩出できたということで、大変大きな効果と呼んでおります。

次も横浜市等でございますけれども、都市公園内の保育所設置。これも役所をまたがるような話はなかなかできなかったんですが、今、東京でもめている杉並区の例は、むしろ特区を使わないケースでございます。これは広い公園でという要件になっているわけですが、東京圏を中心に大分出てきている案件でございます。

17ページも神奈川県、そして大阪市で活用いただいております家事支援人材でございます。女性の活躍推進、家事労働の負担軽減という意味で、従来なかなか入れなかった、いわゆるメイドさんといいますか、家事支援人材、外国人材を受け入れやすくするというところで措置をしてございます。

18ページも大阪府市、先行して東京都大田区でスタートしておりますが、民泊でございます。2年半前に、まだ民泊という言葉もなかったんですが、この特区法の中では旅館業法の特例を設けました。さまざまな経緯がございまして、今まだ大阪府市と大田区だけなのでございますが、特に大田区では具体的な案件がどんどん出てきておりまして、2月からスタートしているんですが、70人を超える方々が宿泊、民泊施設に泊まれた方、70人中半分ぐらいが外国人ということで大変ニーズが……。まだまだ制約されたような制度がたくさんあるのでございますが、それでもニーズが大変高いということで、評価できる仕組みだと思っております。

19ページは、京都、大阪、福岡、仙台等々でございますが、先ほど申し上げました、いわゆる混合診療、病床数の特例、海外で認められていなくても、日本初の医療機器については厚労省の資源を投入しまして集中的に市場に持っていこう、市販できるようにしようということで、こういったさまざまな医療改革もございます。

新潟市などの件でございますが、20ページには農家レストラン。こういったものもずっと実はできなかったことなんですが、新潟の施設は大変混み合っているとも聞いてござい

ます。

きょうはおいででございませんですが、21ページ、福岡市等でやっております雇用条件の明確化（雇用労働相談センターの設置）、ほかにも幾つもの市で今でき上がっておりますけれども、特に福岡が先行して、東京からわざわざ福岡に行って開業の相談をするような方もふえていると。特に労働の問題で、やはりベンチャーの方なんかはいろいろと落とし穴にはまることが多いということで、弁護士の無料の相談サービスを受けることができる施設でございます。

22ページも、いわゆる民設民営学校は構造改革特区の事例からできているわけですが、公立学校を民間に開放するということができなかったんですが、愛知県名古屋市の中で専攻科を民営化するというので、愛知総合工科高等学校が来年の4月からこれを開始するというので、これも画期的な項目でございます。

23ページにございます。これは仙台市などでやっております。特に仙台市では3月にデモンストレーションも、市長おいででございましたが、やっていただきました。いわゆるレベル4という、当然安全性を担保した上ででございしますが、これは公道ではないからできたのでございしますが、ただ、公道に極めて近い環境で津波をかぶった荒浜地区というところですけども、こんなデモンストレーションもさせていただきまして、ここで得たデータを技術に持ち帰っていくというような試みでございます。

これも市長の写真がございしますが、千葉市で、ドローンを活用したサービスの検証ということで、こちら4月にこういった検証をやらせていただいております。マンションの屋上にドローンが飛んで行くような姿ということで、なかなか都市部ではできないことだったんですが、こういった実証・デモンストレーションも、技術開発、イノベーションの促進という意味でも使わせていただいております。

25ページは北九州市の例でございます。間もなく開業いたしますけれども、50歳以上の方を重点的に支援を行うようなシニア・ハローワークというものを全国で初めて北九州市が中心にやっていただく。

26ページは農業の関係でございます。農業委員会と市の業務見直し。ずっと農業委員会でやっていた土地の売買、賃借の業務を透明な形で市に持っていこうということで、例の兵庫県養父市を中心にやっております。今度法律改正をしまして、企業による農地取得の特例ということで、企業が初めて農地を持てるというのも養父市を皮切りにスタートできる予定にしております。

続いての27ページでございます。いわゆるライドシェアのような問題でございますけれども、自家用車をどんどん活用しようということで、これまで地元の足を中心にしていたんですが、外国人を初めとします観光客にも自家用車を活用するような制度を今回つくらせていただいております。

28ページにございますけれども、こんな形で、これはもう3年近くになりますけれども、構想してから、法律ができて2年半でございますが、指定地域の拡大、それから何といてもメニューの追加、規制改革項目の追加を中心に今やらせていただいているところでございます。

29ページにございますけれども、2つの仕組み、これまでの特区と違う仕組みというのは2つございまして、とにかく新鮮なネタを途中で潰さない。区域会議という――下に、こんな形で最近やっておるんですが、私どもの上司でございます石破大臣が国のトップでございます。それから、左側に自治体の首長の方々においでいただき、右側に民間の代表者、3者で、大臣が直接そこで自治体や事業者からの御要望をいただき、それを実現していくという区域会議を相当なペースで開いてございます。そして、これでも当然規制省庁の問題がございますので、そのときにはこれを総理のところを持っていきまして、月に1回、特区の諮問会議を開き、場合によっては規制担当省庁の大臣も来ていただいて、かんかんがくがく、オープンな場で、総理のリーダーシップで御判断をいただくという会議を、もう22回やっております。

31ページに総理主導の諮問会議の仕組み、それからその下に、下部組織のような形になりますが、ワーキンググループという形で、これは毎週のように御提案をお聞きして関係省庁と議論する、そういった仕組みで動かさせていただいております。

大事な話が33ページでございまして、こちらは冒頭申し上げたように、こういった改革は全て提案者、事業者なり、自治体からの提案で全てスタートするわけでございます。ワーキンググループで議論するわけですが、いただいた提案項目は全て規制省庁に文書で投げて回答をいただきます。ですから、それだけでも論点がそれなりにはっきりして次の議論に入れますから前進だと思います。その中でも特に重要性の高いものについては、ワーキンググループで、民間の有識者の方々が関係省庁と議論を直接いたします。

その後、岩盤規制のある本当に難しい項目は、やはり指定が前提になります。どうしても地域限定でそこでしかできないという仕組みをとらざるを得ないんですが、実はそれ以外の項目も大変多くて、役所と議論をしていますと、実は現行制度でもやってみようとい

うふうに、むしろお墨つきをいただくような話とか、先ほど申し上げたように、全国の措置でいきなりいこうじゃないか、特区じゃなくてもいいというようなお話になったり、それから、構造改革特区のような、国家戦略特区より少しハードルに低い、そういう意味では全国措置に近いような形で実現するとか、そういった形で実現することも十分あり得ますので、まさに指定されていない自治体の方含めて、とにかく御提案いただくということが大事だということでございます。

今ちょうど7月の終わり、今月末までこういった募集期間になってございますので、今からでも全く遅くないので、きょうは各市の事務方の方もおいででございますので、ぜひまたお考えいただければと思います。

35ページにございますけれども、安倍総理が2年前のダボス会議で、この2年間で集中取り組み期間として、岩盤規制をみずからドリルになってあけていくんだというお話をされました。一定の成果が出たわけでございますけれども、まだ残された分野がございます。ここに書いてある重点6分野のところでもまだまだ岩盤規制改革をこの特区の仕組みでやっていくということと、それから、②と書いてございますけれども、特区は特区だけの出口ではない、窓口、ゲートウェイとしていろんな改革、出口の道筋をつけていくという意味でも、この特区を活用しようということが6月に閣議決定いたしましたので、そういったものも踏まえて、また御提案を頂戴できればと思っております。

その後、ずらっと成長戦略を書かせていただいた、前回のことも書いてございますが、最後、41ページに、今申し上げたようなことを、直近の総理主催の諮問会議で安倍総理も御発言されています。今後2年間で特区の第2ステージ、集中改革強化期間として、残された岩盤規制改革を断行する、特区をフル稼働させて、自治体、産業界からの規制改革提案を1つずつ実現する。最後に、この特区で扱う対象を広げて、経済の活性化、成長力を高める改革を推進するということでございまして、この第2ステージ、また力を入れて私も気を引き締めましてやってまいる所存でございますので、きょうお越しの政令市長の方々からも、どしどしまた御提案を頂戴できればということをもちまして、私の御説明とさせていただきます。

御清聴、ありがとうございました。

○横浜市長 藤原審議官、御説明ありがとうございました。国家戦略特区の進捗状況、成果、そして次の第2ステージと、集中期間という力強いお話も頂戴しております。

それでは、余り時間がないのですけれども、意見交換させていただきたいと思います。
皆様から、御意見、御質問がありましたら、よろしくお願いしたいと思います。

事業者、自治体からの提案を極めて迅速性を持って実施につなげていただいているというのは、改めて私もうれしく、感銘いたしました。ありがとうございます。

皆様のところで特区に基づいて事業をしていらっしゃる方もいらっしゃいますけれども、何かございましたらお願いします。

○大阪市長 大阪市の吉村です。大阪市から3つほどありまして、まず1つは、民泊です。これは大阪府で始まっていますけれども、大阪市では今年の1月に条例が可決して、議会との調整も含めて動き出すのは今年の10月以降になります。

既に先行して動いている大阪府の状況を見てもそうですが、やはり宿泊の要件が6泊7日と非常に長いです。大阪市は今、宿泊の稼働率が年間90%に近い、全国一の稼働率になっていまして、実質、違法民泊みたいなものも多くあるのも事実です。だから、実態に合わせていく必要があると思っています。特にアジアからの旅行者というか、アジアに近いということもあって、非常に大阪はアジア周辺からも多いですから、なかなか6泊7日というのは実態に合っていないというのがありますので、これを2泊3日にできないかということで、知事とも一緒に提案していますが、是非これは前向きに御検討いただきたいと思います。

国では、別途新しく制度を作ろうという動きも出ているかと思いますが、ただそれも、一方で上限の日数を検討したいと、恐らく棲み分けが出てくる分野だと思いますので、これはこれで実態に合わせた日数というのを御検討いただきたいと思います。

それからもう1点が、公設民営の学校ですが、国際バカロレアの認定を受けることができる、そういった公設民営の学校を今作ろうと思っています。今年の秋に条例提案しようと思っています。要は、公立並みの授業料で国際的な大学に意欲を持って入りたいという子供たちを応援したいと思っていまして、そういった意味で、公設民営のバカロレア認定校というのを具体的に提案する準備をしています。

そういった意味で、今後、文科省との協議も必要と聞いていますが、こちらの条件が整ったら区域計画を出したいと思っていますので、区域会議と諮問会議といった場で、速やかに認定できるようにお願いしたいと思います。

それから、待機児童の解消の問題、これは非常に大切な問題でありまして、色々なこと

を大阪市でやっています。それと並行して、特区の申請をしまして、保育士の基準、いわゆる配置基準等、様々なところを国で一律に決めているかと思いますが、これを特区の中で一定の権限を与えていただきたいという提案を具体的にしておりますので、是非そこも前向きに御検討いただきたいと思います。

私からは以上です。

○横浜市長　ありがとうございます。藤原審議官、ぜひ一言よろしくお願いします。

○藤原審議官　ありがとうございます。3点頂戴しました。最初の民泊の6泊7日の問題でございますけれども、これはもう法律をつくったときからのずっと懸案でございまして、実際事業ができてからも、松井知事からお話をいただいておりますし、大田区からも相当な要望が出ております。ぜひ2泊3日に向けて、これは石破大臣もかなり前向きな発言を国会でもしておりますので、具体的な作業に入ってまいりたいと思います。

それから、公設民営の関係も大阪府市から、かねてから御要望いただいておりますので、具体的な事業が固まりましたら、スピード感を持って対応させていただきます。

保育の問題も、既に区域会議等でも知事からもお話しをいただいておりますけれども、成長戦略にもその旨をはっきり書かせていただきました。実際の実現という意味で、また御協力をいろいろお願いすることになると思いますが、よろしくお願いいたします。

○横浜市長　ありがとうございます。相模原市長、お願いします。

○相模原市長　相模原市長の加山でございますが、農業関係のことでちょっとお聞きしますが、農振農用地の扱いについて、本市は東京第三環状の圏央道が整備されまして、他地域とも行き来がしやすい。また、ものづくり企業等を誘致するような環境もできた。い一方、インターチェンジ周辺の土地利用は農振農用地域に指定されている。これを今、環境が変わりましたので、農産物の生産は基本にしながらも、ものづくりや流通などを含めたまちづくりをしていきたい。

特にその地域は、今回の国勢調査速報値においても人口が減少している地域でございます。それはなぜかということ、いわゆる働く場がないということと、農業生産をするとしても、現状では農家所得は少ないし、後継者対策もなかなかままならない。いろいろな問題

があるんですけれども、働く場をつくる、それも農業も生かしながら考えていきたいというところでございます。

現在、農振農用地域に指定されているというのは、現状の中で指定がされていると思うんですけれども、今後、計画的なまちづくりを進めていくために、街区整備や農振農用地の指定替え、別用途への変更などの計画を今つくっているんですが、これが現行規制では難しいというお話でございますので、こういう特区ですとか、そういった手法を使って実現化に結びつけていきたいと思っております。

こうした権限について、指定都市市長に移譲できないかということをちょっとお聞きしたいです。

○藤原審議官 大変全国各地から御要望のある項目です。農振農用地域の一部なり全部の工業なり商業への利用というところ。特に全国各地でインターチェンジを持っているところとかはこういった御議論が相当沸騰しておりまして、相当多くの提案もございます。

私どもも日々農水省とは議論しているんですけれども、一部、例えば植物工場とかそういったものについては規制緩和なされている部分もございますけれども、あるいは地方分権の文脈で市のほうに権限をおろしたりというのものもあるんですけれども、まだまだ全く進んでいない分野の1つだと思っております。このあたり、とにかく御提案を頂戴して、これだけのニーズがある、また具体的に1つ1つ、まさに総理の発言ではないですが、解決する必要があるんだということで、個別に農水省に当たっていくしかないと思います。恐らく皆様方が直接やるよりも、私ども経由で、私どもと一緒にやっていただいたほうが、農水省のほうも問題解決に少しは前進的なお話をしていただける可能性があると思いますので、ぜひ具体的なお話をまた頂戴できればと思っております。

○相模原市長 はい。でき上がった段階でまた御相談させていただき、御支援いただきたいと思っています。

○浜松市長 2ページのところで、国家戦略特区で実現した規制改革、68メニューのうちの18については全国措置ということで、特に特区の指定を受けなくても、申請すれば規制改革が行えると理解してよろしいでしょうか。

○藤原審議官 全国措置については、申請行為も必要ございません。誰でもできるということでございますので、ここに今その18が何かというのを入れておりません。また情報提供させていただきます。それは無条件で使えるものでございます。

念のため申し上げますと、この特区のものも、申請といっても、もう御承知の方が多いと思いますけれども、いわゆる許認可官庁に提出するような分厚い事業計画書ではなくて、5行ぐらいの文章でございまして、要するに総理のところでの確認事項だけでございます。そういう意味では、こういった手続面も相当簡素化しているつもりでございまして、特区の手続はほとんどかからないとお考えいただければと思います。

○名古屋市長 そしたら、少し発言させていただきたい。

部会では言っておきましたけれども、余り特区特区と言うと感じが良くないですね。全面規制を前提とした、お上に特別に猶予してもらおうということで非常に感じが悪いということと、もう1つは、指定都市。先ほど言いましたように、市によって状況は違うんだけれども、実は大変な資金余剰で、実際に国を支えているのはこの指定都市の皆さんですよ。だから、同じように公債費比率を当てはめて借金潰けだとか、もうそういうことを言うのをやめないといけませんですよ。これはもっと感謝してもらわないといけません。

借金潰けだという言い方をやめる。公債費比率も変えないといけませんよ。こんなことを言わずに特区申請で出せばいいんだが、一定の民間のお金、それから税金と両方ありますけれども、それについては明らかに上納分が大きいという場合は、もっとそこがちゃんと、起債なら起債で残して、インフラでもどんどん整備していく。それをやらないと、みんな東京へ上納しとるばかりじゃないですか。それが特区だと言われて、何なんだと。自分の金を使うのに何で特区と言われなくていいのかということになっているので、正しい経済学に基づいたしっかりしたものをやってもらわないと、地方で稼いだお金がみんな東京へ行ってしまいますよ。というのが現状ですので、ちょっと考えてもらえないか。公債費比率の何%、同じ比率でやっているけれども、それはやっぱりおかしいと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。藤原審議官、この件はお持ち帰りいただいて、またぜひよろしくお願いいたします。

○横浜市長 ありがとうございます。本当に今日は大変いい場なのですが、全体の時間もございますので、まことに申しわけありませんが、国家戦略特区について情報を共有できたという大変有意義な時間であったと思います。

また、国家戦略特区へ現在申請中の方もいらっしゃると思いますので、後程、御質問事項があれば、事務局のほうに御連絡いただければ、全部審議官へお伝えしたいと思います。本当に今日はありがとうございます。（拍手）

それでは藤原審議官は公務がございますのでここで御退席になります。今日はありがとうございました。

極めて短い時間でございましたけれども、非常に意味のある時間だったのではないかと思います。今回、浜松市長からの御提案でこういうことができたわけですが、これからその時々の特ピックスについて意見交換を行うのは非常に大事だと思います。皆様の中でも、このテーマについてということがあれば、ぜひ積極的に御提案をいただきたいと思います。

それでは、次に進めさせていただきます。議題でございます。災害対応法制の見直し等に関する指定都市の基本方針でございます。

これは災害復興担当の奥山仙台市長と会長の私から御提案させていただくものでございます。

私より説明させていただきます。

近年、指定都市に大きな被害をもたらしている熊本地震や東日本大震災、そして豪雨や土砂災害などに対して、ここにいらっしゃる20人の市長を初め、指定都市の職員の方々は最前線で対応してまいりました。指定都市は、災害対応の最前線で防災、応急救助から復旧・復興まで、被災状況と現場ニーズに即応しながら、切れ目なく一体的に対応していく責務を負っております。これまでも長年にわたりまして、指定都市市長会としての要請や共同提案による提案募集など、様々な機会を捉えて国に対して指定都市への権限移譲を柱とする災害対応法制の見直しを求めてまいりましたが、いまだ法改正には至っておりません。実に20年ぐらいかかっているわけでございます。

一方で、熊本地震をきっかけにして、国においても災害時の対応を見直す機運が出てきております。そこで改めて、指定都市市長会として、「法改正に向けた課題整理を早急に行うこと」、そして「法改正後は適切に権限を行使し、迅速な初動対応に努めていくこ

と」を基本方針として確認し、早期の災害対応法制の見直しを求めてまいりたいと思います。

皆様には、ぜひとも御賛同賜れればと思います。

それでは、資料について事務局より説明をいたします。お願いします。

○事務局長 お手元の資料は、ただいま林会長から御説明いただいた基本方針案でございます。

次のページ、参考1をごらんください。災害対応法制の見直しに関する取り組みの経緯をまとめたものでございます。

平成7年1月に発生しました阪神・淡路大震災での被災経験を踏まえて、8年の11月には、地方分権推進に関する指定都市の意見として、自衛隊の災害派遣要請の権限を付与すること、災害救助法による応急救助に係る権限を移譲すること、この2点を既に提案しております。

23年3月に発生しました東日本大震災を受けて、24年5月の熊本の市長会議におきましては、災害対応法制における大都市の役割の明確化に関する指定都市市長会意見を採択しております。そして、26年5月の仙台サミットにおきましては、災害対応法制の見直しに関する指定都市市長会要請を採択し、同年6月には、自由民主党からの要請で、災害対策特別委員会において、林会長と奥山仙台市長が災害対応法制上の道府県と指定都市の役割分担について御説明を行っております。

さらに、本年4月に発生した熊本地震を受けた5月の名古屋での市長会議におきましては、災害対応法制の見直し等に関する指定都市市長会要請を採択したところでございます。

以上のように、災害対応法制の見直しは、3都市の貴重な被災経験も踏まえた20年来の懸案事項となっております。

続きまして、参考2をお願いいたします。災害対応法制の見直しに向けた課題を今後の検討の出発点として取りまとめたものでございます。

1の災害救助法における救助の主体に指定都市の市長を位置づけることにつきまして、現行のスキームでは、上の図、一般的（小規模）な災害が発生した場合、災害対策基本法の適用を受ける結果、指定都市の市長は救助の実施主体となります。一方で、下の図、大規模災害等が起こった場合、災害救助法が適用される結果、指定都市は道府県の補

助に回りまして、知事から委任を受けた救助事務を実施することになります。

裏面 2 ページをお願いいたします。中ほどの課題・問題点にございますとおり、災害救助法の適用下では、市長が主体的に救助活動をすることができず、道府県知事から委任がなされる場合であっても、委任の範囲が限定され、知事の関与が残る場合、またその時期が不確定で、時機に遅れかねない問題にございます。現実には東日本大震災では、仮設プレハブ住宅の着工、完成までに長期間を要した事例が仙台市から御報告いただいております。

そこで、災害救助法が適用される場合でも、指定都市市長を救助の実施主体として位置づけることを求めるものでございます。

箱の中、整理すべき課題として、災害救助基金制度を取り上げておりますが、このほかにも、例えば道府県警察との関係等を今後整理していく必要があると考えております。

続きまして、3 ページ、2 の災害対策基本法における応急措置に係る従事命令等の権限、災害救助法における救助に係る従事命令等の権限について、指定都市の市長も行使できるようにすることでございます。

現行のスキームでは、指定都市の市長に従事命令等を発する権限はなく、道府県から委任を受けた範囲で権限を行使することになります。そのため、課題・問題点に掲げましたように、指定都市の市長には応急措置の実施が義務づけられている一方で、その実効性の担保がございません。災害による混乱に際し、市民の生命、身体等を守るため、真に必要なときに迅速に判断し、適切な救助、応急措置を実行するために、指定都市の市長みずからこれらの権限を保有していく必要がございます。

そこで、指定都市の市長に従事命令等を発する権限を与える法改正を求めるものでございます。

最後に、4 ページ、3 の自衛隊の災害派遣に係る要請を、指定都市の市長が行うようにすることをお願いいたします。

現行のスキームでは、自衛隊の災害派遣は道府県知事が要請することになっており、指定都市の市長は知事に対し、派遣要請の要求をするしかございません。したがって、課題・問題点に掲げましたとおり、道府県知事が関与することで指定都市市長の判断が速やかに反映されない可能性があり、また、道府県知事に派遣要求をできない場合は、防衛大臣等にその旨及び災害の状況を通知できることになっておりますが、緊急時の対応としては、必ずしも現実的ではございません。自衛隊による支援に際しても、支援が必要な避

難所、避難者数や地域の交通事情等を最もよく把握しているのは指定都市でございます。

そこで、自衛隊の災害派遣に係る要請を指定都市の市長が行うことができるように法改正を求めるものでございます。

参考資料の説明は以上でございます。

○横浜市長　ありがとうございます。奥山市長から補足説明がございましたら、お願いいたします。

○仙台市長　ありがとうございます。今、林会長からお話があったとおりなんですけれども、本当にこの間、大規模な災害を受けました指定都市として、神戸市さん、新潟市さんなども御一緒に、長年、災害救助法の権限ということをお願いしてまいったわけでありまして、はっきり申し上げて、昨年までは考えてはみるからねとかその程度の話だったと思います。しかしながら、先月の5月の名古屋での会合を受けまして、会長と、また私も、重ねて政府にお話をさせていただきましたときの感触では、会長からもお話がございましたけれども、昨年までよりは政府としてこの問題に対して前向きではないかということで、熊本での政府としての判断とか、いろいろ多分背景にはあったんじゃないかと思っておりますけれども、そういう感触を持ったところでございます。

改めて、やはりこれは非常に大事な権限であり、このことが決して権限を分捕るということではなくて、より県民の方、国民にとって、県と政令市、力を合わせて災害対策をやるということが、何にも増していいものだろうと私も確信しておりますので、ぜひ政令市が一丸となって、このことを国に、この機会を捉えてしっかりと要望して成果につなげていくことが肝要でないかと思っておりますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○横浜市長　ありがとうございます。説明は以上でございますが、御意見はございますか。

○堺市長　7月11日に熊本市と宇土市を表敬いたしました。そのときに、堺市から熊本市に派遣している職員と、熊本市の職員さんと、罹災証明交付に係る建物の被害認定調査についてのお話を伺ったんですが、今、内閣府の災害に係る住家の被害認定基準運用指針に

のっとなってやっていますが、指針のとおり行えば調査時間が非常にかかると言われていました。指針の考え方を変えずに効率的で公平な調査を行うための方法を検討しているという事を言われていましたが、これを全指定都市の総意で、再度しっかりと私たちの意見を入れた指針をつくっていくということは大事な事ではないかと思っておりますので、ぜひそれを共有していきたいと思っております。

○横浜市長　ありがとうございます。その他、御意見ございますか。

○熊本市長　熊本地震の災害復旧に関しましては、本当に各指定都市市長会の皆様方の御支援を引き続き賜っておりますことを、まず、この場をおかりしまして改めて厚く御礼申し上げます。

御提案のこの基本方針につきましては、本当にこれまで長く積み上げられてきた議論でございます。その上に、この熊本地震というものが実際にまた起きてしまって、県と市の役割分担のあり方というのが、また非常に重要な課題として浮き彫りになりました。今回、知事とも直接いろんなお話をしながらやる中で、政令指定都市としてはそれなりの規模がございますので、やはり機動的に動ける部分がございます。ですからこういう権限を付与していただきますと、逆に言えば県と市とが両輪になって、復旧が早くなるような側面があるかと私は思います。災害対応法制の見直しについては、これまで論点も相当に整理されているところでありますので、あとは実行する状況のみではないかなと思います。

恐らく国のほうで懸念されるのは、指定都市の市長と都道府県知事と、それぞれの向く方向が変わってしまったり、いろんな混乱が起きるのではないかという御懸念もひょっとしたらあるのかもしれませんが、そこは県、市のきちんとした連携のもとで、それぞれの権限を行使していくことが非常に重要なことではないかなと思います。そういう面で、今、堺市長さんのほうからも話がありましたとおり、いろいろな課題が今回見えてまいりましたので、政令指定都市市長会の皆さん方といろいろな情報を共有しながら、今後の災害に備えることができればと思いますので、どうぞよろしくお願いします。

○横浜市長　どうぞ、岡山市長。

○岡山市長 大規模災害の場合は、どうしても広域的に被害が及ぶというのがあります。そういう面で国のほうは、広域的な観点からどうするのかということを多分言ってくるんだと思うので、今、大西市長がおっしゃったように、国と一定の規模を持つ我々がどういう形で調整をして実施の権限を持つのか、そういったところは多分国のほうから提案が出てくるんじゃないかなというように思うんです。これ自身は私もそのとおりだと思うんですが、議論するときにはどういう調整規定をイメージしておくのかというのはぜひ御検討いただければと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。新潟市長、どうぞ、お願いします。

○新潟市長 新潟の場合、5年前の3・11大震災の12時間後に長野北部地震が発生して、そのとき新潟市はハイパーレスキューを仙台方向へ派遣済みだったわけですがけれども、新潟県とすれば、そのハイパーレスキューは長野北部、新潟県南部に当てられないかということがありました。そのことを踏まえて、我々、こういう大きな地震が起きたときには、ハイパーレスキューを持つ新潟市、あくまでも派遣の権限は新潟市が持ちますけれども、新潟県と情報共有のために、新潟県の職員が新潟市消防局のところに来るというようなことで連携を密にして、方向性を1つにするということをやっております。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、基本方針については、特に御意見もないようですので原案のとおり決定します。また、今出た御意見を踏まえまして、法改正に向けた課題整理について、災害復興担当である奥山市長にお願いしたいと思います。よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 ありがとうございます。それから、国等への働きかけについては、あとは私に一任していただいて、御報告をさせていただきたいと思います。それでは奥山市長、よろしくをお願いします。

○仙台市長 はい。

○横浜市長 どうもありがとうございました。

それでは、次の議題に移らせていただきます。2026年冬季オリンピック・パラリンピック札幌招致を応援する指定都市市長会決議についてでございます。

役員会からの提案でございますので、提案者を代表いたしまして、私より御説明をさせていただきます。

決議文を提案する趣旨でございますが、現在、札幌市において、2026年冬季オリンピック・パラリンピックの招致を目指した活動が進められております。私たち指定都市市長会のメンバーである札幌市でオリンピック・パラリンピックが開催されることになれば、札幌市はもちろんのこと、ソフト・ハード面の両面で、指定都市が持つ総合力を世界に向けて発信する機会にもなると思います。また、2020年の東京開催に続いてオリンピック・パラリンピックが日本で開催されることになれば、札幌市・北海道のみならず、日本社会全体の活性化につながっていくことも期待されます。

現在、札幌市では、招致に向けた開催概要計画案を策定されているところでございます。今年秋以降に、日本オリンピック委員会に計画書として提出されるということでございます。このタイミングで指定都市市長会として応援決議を行うことで、札幌市の招致活動に一層の弾みをつけていただきたいと考えております。指定都市20市が一つになって、オリンピック・パラリンピックの札幌招致を応援していきたいと思いますので、ぜひとも皆様の御賛同をお願いしたいところでございます。

それでは各市長さんの御意見を頂戴したいと思います。

○新潟市長 2026年札幌、全く異論ございません。万が一、2026年札幌招致が実現しなかった場合のことなんですけれども、2030年、新潟で開催すべきだ、したらどうかという問題提起、提案をいただいているということだけ、頭の片隅に置いておいていただきたいと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。その他、御意見いかがですか、よろしゅうございますか。静岡市長、どうぞ、お願いします。

○静岡市長 1つ、確認方々教えていただきたいんですけれども、誘致戦略が必要だと思っていますけれども、18年が韓国の平昌ですよ、22年が中国の北京ということで、アジア、アジアと続いて札幌、次は新潟となると、これはやっぱりブロック別にアジアばかり

に偏っていいのかということがＩＯＣから言われるとは思いますが、アジア、アジアと続いて次に札幌に行くことについて、どういう戦略でいくのかということは、もう少し情報を共有化させていただければありがたいなと思います。

○札幌市長　ありがとうございます。まさに今年、これからリオで行われます大会のときにＩＯＣの総会が開かれます。それで2026年の冬の大会のいわゆる公募的なスケジュールが表明されることになります。その段階で、まず各国のナショナル委員会がそれぞれの国として手を挙げるのかどうかという判断をすることになります。仮に日本で手を挙げることになれば、国内での開催都市の選考という形になるわけでありまして、この2026年の大会そのものに日本として手を挙げるかどうかというのはこれから決まっていく形になるわけですが、確かに今御指摘のように、2018年、2022年とアジア、アジアと続くわけですが、その2022年の大会というのは、実は3都市手を挙げていて、ノルウェーのオスロがかなり有力だと言われたんですが、最終的には財政問題等があって辞退をしたといいますが、手をおろした形になりました。結果、北京とカザフスタンのアルマトイというまち、これはいずれもアジアの都市です。要するに冬の大会でありますので、ある程度の山があって、雪のある都市。原則、都市開催ということですから、一定程度の都市規模があって、そしてオリンピックを開催できるということになります。今のヨーロッパ、あるいは北米の国々は、最後、都市が手を挙げるかどうかということになると、財政状況も踏まえて住民投票というのが必ず行われていて、結構これまでの大会も最終的には立候補を取りやめるケースが出てきています。したがって、今後、2026年のスケジュールが表明された時点で、どういう国、あるいはどういう都市が手を挙げるか、もちろんそういう情報によって最終的に日本としてどうするかという判断になりますけれども、特に冬の場合、かなり開催する都市が限られてきている。

今、オリンピックの問題で、オリンピックを開催した後の施設をうまく使っていけるかどうか、いわゆるオリンピックレガシーをどう残していくかというのが大きなテーマになってきています。したがって、オリンピックを開催するのはもちろんなんでありまして、その施設をどう持続可能な状態に使っていくのか、あるいはスポーツ、冬の場合ですとウィンタースポーツを振興していくために、どうその都市が貢献をしていくのかということが大きく問われている状況になります。アジア、アジアと続いている状況にはありますが、一定程度の規模を持って開催する都市、札幌の場合は1972年にオリンピックを開催し

て、例えば大倉山のジャンプ台というのがあるんですが、そこは今、観光施設としてもかなり使われている。夏場もサマージャンプということで使って、もちろんスポーツでも使っておりますし、そういう意味でもオリンピックレガシーをしっかりと実現していける都市だというふうに私は思っておりますし、2020年、東京でオリンピック・パラリンピックが開催されます。それを東京だけにいろいろなにぎわい、あるいは活性化ということではなくて、まさにこの政令指定都市としても、地方都市として頑張っていくための1つのコンテンツといいますか、都市が持っている魅力をどう地域に生かしていくのかという意味では、我々、2026年、環境の中でも戦い抜けていけるのではないかという自負を持っているところでございますが、もちろんこれから国と最終的な協議をしていく中で、情報を収集していくことになると思います。

そういう意味で、先ほど会長のほうからもお話しいただきましたように、これからのタイミングの中で、これは一札幌、北海道の問題だけではなく、仮にここで決議をいただければ、全国的な応援をいただくという意味では非常に大きな意味を持つのではないかと思います。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは皆様、この応援決議についてよろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

○横浜市長 それでは、応援決議につきましては、原案のとおり決定したいと思います。

秋元市長、頑張ってください。ありがとうございます。(拍手)

皆様、ありがとうございます。議題についてはこれで一旦終わりでございます。

それでは、報告事項に移りたいと思います。

まず、総務・財政部会における検討状況でございます。部会長の久元神戸市長より御報告をお願いいたします。

○神戸市長 資料4をごらんいただければと思います。テーマは3つありまして、Iは地方拠点強化税制です。これは地方創生の目玉として、東京23区から地方に本社機能を移転しようということで鳴り物入りでできたんですけども、ほとんど使われておりません。したがって、これを実効性のあるものに拡充するというのが1つ。それから、移転先の対象地域が、三大都市圏の既成市街地が一律に対象外とされておりますが、東京一極集中

が進む中で、23区以外の三大都市圏もやはり対象の受け皿とすべきではないかという観点から、この優遇措置の対象とすべきではないか。さらに、過疎地域に準ずるようなところにつきましては、特にその上でさらなる優遇措置を講ずるべきではないかというような考え方で、この部会では議論の方向性が大体一致をしております、こういう方向で早急に国に対する提言を取りまとめたいと。きょうの指定都市市長会の後に神戸市のほうで提言の素案を取りまとめまして、御相談をさせていただきたいと思っておりますので、そういう方向でよろしいかどうかということと、それでよければ、国の概算要求の時期に合わせて提言活動を実施していきたいということが1つであります。

Ⅱは、所有者がわからない土地がものすごくふえておまして、空き家、あるいは空き地というような対策が講じようがないような事例、それから、用地買収をしようと思ってもそもそも所有者がわからない、きょうの部会では、こういうようないろいろな支障事例を見て議論をいたしました。そこで、やはりこれは民法を中心とする制度改正が必要なのではないかということで、これからどのような制度改正が必要なのかという論点を整理いたしまして、3回目の総務・財政部会で議論をしていきたいというのがⅡであります。

Ⅲは、指定都市市長会はいろいろと積極的な政策提言なども行っておるわけですが、さらに発信力を強化させるための具体的な方策につきまして、きょうから議論を開始いたしました。

以上が報告でございます。

○横浜市長 御報告ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告に対して、御意見、御質問を頂戴したいと思います。いかがでございますか。よろしゅうございますか。

それでは、また引き続きよろしくお願いしたいと思います。

では、次に入ります。社会保障・文化・教育部会における検討状況でございます。部会長の松井広島市長より御報告をお願いいたします。

○広島市長 それでは、社会保障・文化・教育部会での議論について御報告をいたします。

今日は「医療保険制度などの在り方について」を議題といたしまして、お配りしております部会資料に基づき議論を行いました。この部会の資料作成に当たりましては、先進的

な取組について各市に照会をさせていただきましたところ、多くの取組の情報提供をいただきまして、大変参考になりました。この場をお借りして御礼申し上げます。

お手元に「社会保障・文化・教育部会における議論」という1枚もののペーパーをお配りしておりますので、それをご覧いただければと思います。議論の趣旨といたしましては、少子高齢化等が進む中で、将来にわたって住民が安心して医療が受けられるよう、(1)国民健康保険、(2)子ども等の医療費助成等、(3)かかりつけ医等の普及について、それらの現状・課題を整理いたしまして、各市の先進的な取組を共有しながら対策を協議したところであります。

(1)の国民健康保険に関しましては、医療費の適正化、保険料収納対策、そして各地域で提供される医療サービスの均質化等について、新潟市、静岡市などの取組を共有するとともに、今後の取組強化ということを確認いたしました。また、国への提言といたしましては、平成29年度から3,400億円の財政支援の拡充の確実な実施、そして国庫負担の引き上げなど財政支援の一層の拡充、さらには特定健診、がん検診、事業主健診等のデータを活用できる仕組みの構築などについて提言を行うことを検討いたしました。

次に、(2)の子ども等の医療費助成等に関しては、国への提言として、国において統一的な医療費助成制度の創設、国保国庫負担金等の減額措置の廃止などについて提言を行うことを検討することにしました。

最後に、かかりつけ医等の普及に関しましては、千葉市の取組を共有いたしまして、今後の取組を強化することを確認しました。また、国への提言として、地域の65歳以上の高齢者全てがあらかじめかかりつけ医を登録する等の制度の創設について、提言を行うことを検討することといたしました。

なお、本日の部会における主な意見といたしましては、保険料の収納対策について、口座振替を進めることは民間では常識であって、もっとやっていくべきではないかと。あるいは、胃がん検診などを進める際、医学的なエビデンスがないという医者がおられて、医学的エビデンスと行政の進めようとする施策に食い違いが出てくるんだけど、これを国がちゃんと説明すべきではないかと。子ども医療費助成について、政令市が外されている都道府県の補助金もある中で、問題提起をしたほうがよいのではないかと。あるいは、子育て支援を手厚くするのであれば政策転換を行って、児童手当の現金給付の財源を子ども医療費助成などに回したほうがよいのではないかという意見。かかりつけ医につきましては、24時間対応は1人の医者ではなかなかできないので、副かかりつけ医も必要がある

といったこと。国への提言においては、そういう意味で副かかりつけ医の位置づけも行ったほうがよいのではないかと。あるいは、かかりつけ医そのものを普及させるために、その役割や定義といったものを国として明確にすべきであるといった意見がございました。

今後は、本日の議論を踏まえまして国への提言案を作成して、各指定都市に照会した上で、次回の部会において提言案として取りまとめていきたいと考えております。

私からの報告は以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御報告に対して御意見、御質問があったらお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは引き続き、松井市長、よろしく御検討をお願いいたします。

それでは、部会の報告の最後でございます。まちづくり・産業・環境部会における検討状況です。大森岡山市長よりお願いいたします。

○岡山市長 私のほうは、前の部会2つと少し違っていきまして、範囲が広いということもあって、まずテーマが前回ではまだまとまっていなかったということもあり、きょう新たにテーマの議論もさせていただきました。資料6を見ていただきたいんですけども、まちづくり分野ということで、コンパクトシティとネットワークの整備、そして歴史的資源をいかした観光客の誘致というのが前回議論されたわけでありましたが、きょうは熊本市長のほうから、防災の観点から避難等々で核となる施設の耐震性についても整理をしたらどうだろうかというお話とか、また、今回も熊本市だけではなくて周辺の都市と一体的に物を考えていかなきゃならない。連携都市圏の話は、各都市、議論されているところも多いわけでありましたが、そういう多核連携都市の形成に向けた議論も観点の中に入れたらどうだろうかというようなお話がございました。それから、先ほど河村名古屋市長からも少しここでもお話しされましたけれども、民間資金の活用誘導策についても議論をしたらどうかというようなこともございまして、これらの論点を加えさせていただきたいと思います。

産業分野でございます。2ページでございますが、網かけの部分がきょう発表されたものでございます。新たにきょう、相模原市さんから、持続可能な都市農業の振興についてのテーマをいただきました。また、さいたま市さんからは、スポーツビジネス。現在5兆円の産業が、2025年になると15兆円にもなるというようなお話もありまして、これは政令

指定市は中核となっていかなければならないわけでございます。そういった形でのビジネスの整理をすべきだということで、項目に加えさせていただこうと思っております。

環境分野については、大きな面では地球温暖化対策等々でございます。ただ、きょうの御指摘では、北九州市さんから炭素税についてのお話もあり、そういったことも考慮の中に入れていきたいと思っております。本格的な議論は次回からでございますが、今回はとりあえずまちづくりについて議論させていただくということで整理させていただきました。

私からは以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。本当にテーマが広いので、御苦勞をかけていると思いますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。それでは、ただいまの御報告に御意見、御質問がありますでしょうか。

よろしいですか。本当にありがとうございます。

それでは、次に移らせていただきます。各プロジェクトからの御報告を頂戴したいと思います。誰もが活躍できる社会実現プロジェクトにおける検討状況でございます。御担当の田辺静岡市長より、よろしくお願ひいたします。

○静岡市長 このプロジェクトもテーマは広いんですね。国の掲げる一億総活躍社会に呼応して、私たち基礎自治体、政令市から国に提言をしていこうという目的意識を持って議論が始まりました。お手元の資料7-1と7-2をごらんいただきたいと存じますが、テーマが広いだけに、まず、このことに関する各種の取り組み状況の共有化をしていく必要があるということで、先日の名古屋市での第1回会議でコンセンサスを得ましたので、子育て世代、高齢者、障がい者というカテゴリーの中で、これに関する取り組みについてお互い情報を持ち寄ろうという資料が7-2であります。

第1回会議において、一般的に社会的な弱者と呼ばれている子育て世代、高齢者、障がい者に関する各種の取り組み状況の調査をいたしました。これをたたき台として、それぞれの各市長から御発言をいただき、まず、その確認をしようということであります。

そして、その議論の中で、いや、これプラス大都市を中心にLGBTにどうコミュニティーが対応していくか、あるいはイギリスの国民投票にもありましたように、コミュニティーの中での外国人、これから移民、難民の問題に私たち日本もどう責任を負っていくか

ということ、ヘイトスピーチを取り締まる対症療法的な条例ではなかなか太刀打ちできないのは、堺市さん、あるいは岡山市さんもいろいろ直面をしている課題だと。こういう新しいLGBTや外国人の方に対してもソーシャルインクルージョンといいますか、社会的な包摂をした上で、共生をしていくにはどうしたらいいのか、あるいは子供の貧困対策について触れられた御意見もございました。事ほどさように、守備範囲が非常に広い、さらに掘り下げていきたくなるような大変興味深い事例の報告がありました。

一方、しかしながら、きょう第2回目は、その中で、限られた今後の会議の回数の中で、1つテーマを絞り込まなければいけないという着地点がありましたので、協議の結果、このプロジェクトで扱うテーマとしましては、それを全て包含する、私たちのワーク・ライフ・バランスの推進、働く人の自己実現に1つテーマを絞った検討を今後していくというところで合意をしたところであります。

その観点から、例えば東京都内では難しい、地方都市には職住近接の生活環境が担保されております。そういう意味からも、脱東京の世界水準の都市づくりという点から、ワーク・ライフ・バランスのモデル都市になり得るのではないかと。そこで、既に自治体にまず隋より始めよということで、朝型勤務などに率先して取り組んでいる指定都市の事例もあるようですので、それを全国に発信するべきではないかと。これについても活発な御意見をいただいたところでございます。

そこで、今後は誰が活躍できていないのかということを引き続き調査研究、例えば女性の活躍のために制度化された交付金の活用状況に関する調査を実施し、そして国に対して、地に足ついた説得力ある制度改正や財政支援等の政策提言につなげてまいりたいと考えております。

今回のプロジェクト会議までには、参加市の間で十分な協議をしながら進めていきたいと考えておりますし、20市にまた問題提起をさせていただきますので、引き続き御協力を賜りますようお願いを申し上げます。

私からの報告は以上です。

○横浜市長 ありがとうございます。非常に見事にまとめられておりました。本当にありがとうございます。どうぞよろしくお願ひしたいと思います。御質問はございますか。よろしいですか。

それでは、次に移らせていただきます。安全・安心なまちづくりプロジェクトにおける

検討状況でございます。担当市長の加山相模原市長より御報告をお願いいたします。

○相模原市長 報告させていただきます。

本プロジェクトにつきましては、さまざまな災害を想定しながら防災力を高め、国土を強靱化し、誰もが安全・安心に暮らせるまちづくりの実現に向けた政策を提言するというテーマに基づきまして、前回の会議から引き続きまして検討を重ねてきました。

本年4月に発生をいたしました熊本地震でございますが、3カ月を経過し、被災者の方々の仮設住宅への入居も始まるなど、復興に向けての取組が進んでいるものと承知をしております。私どもといたしましては、広域大規模災害時における指定都市市長会行動計画に基づきまして、建物の被害認定調査等につきまして職員の派遣を延長するなど、引き続き支援に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。

大規模災害につきましては、日ごろからの万全な備えをすることが大変重要でございます。広域連携の牽引役となります指定都市としまして、大規模災害に強い強靱なまちづくりに向けた取組を進める責務があると考えているところでございます。こうしたことを踏まえまして、お手元でございます資料8-1のとおり、第1回のプロジェクト会議で決定をいたしました2つの検討項目につきまして、具体的な検討事項を選定いたしまして、その内容について整理をするとともに、熊本地震での支障事例につきまして具体的に協議を重ねてまいりました。

具体の検討内容につきましては資料8-2に取りまとめておりますが、まず検討項目の1つ目は、大規模災害に強い強靱なまちづくりでございます。検討事項といたしましては、緊急輸送ルートの確保や沿道建築物の耐震化の促進、防災拠点の分散化等の推進、広域避難の体制整備につきまして、現状や課題、あるべき姿、国へ期待する役割の検討や議論を進めているものでございます。検討項目の2つ目につきましては、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏まえた取組の強化でございます。こちらの検討事項といたしましては、被災地支援にかかわります国のコーディネート機能の強化や、国によります指定公共機関や民間事業者等への指導、災害の教訓の伝承及び啓発につきまして、現状や課題などを同様に検討しているものでございます。

また、資料8-3に取りまとめておりますが、熊本地震に関連します支障事例につきましては、全ての指定都市へ照会をさせていただきまして、調査結果をまとめさせていただきました。こちらにつきましては、検討項目2、東日本大震災や熊本地震等の教訓を踏ま

えた取組の強化の検討に結びつけていきたいと考えております。

なお、本日開催をいたしました第2回のプロジェクト会議で参加市長さんからは、指定都市が主体的に担うべき役割を見据えた中で、各都市における受援計画や備蓄物品の情報共有の必要性などの御意見をいただいたところでございます。こうした御意見をもとに、指定都市市長会としまして、今後も引き続き協議をしていくものや、国へ要望するものなどを見極めながら、最終報告を取りまとめてまいりたいと思っております。

私からの報告は以上でございます。

○横浜市長 ありがとうございます。ただいま2つのプロジェクトの御報告をいただきましたけれども、これから本格的な活動に入りたいと思います。引き続きどうぞよろしくお願い致します。御意見等よろしゅうございますね。どうもありがとうございます。

それでは、特命担当市長からの御報告をお願いいたします。初めに、中核市・全国施行時特例市市長会との連携でございます。では、特命担当の篠田新潟市長、よろしくお願い致します。

○新潟市長 資料9をごらんいただきたいと思います。

昨年度の取組は省略させていただき、今年度の取組、三市長会共通の提言をまた行いたいということであります。今年度は一億総活躍社会の実現、それに熊本地震の関係から、安全・安心な学校施設及び震災等の災害に対する支援の充実強化を追加したいと思っております。これから引き続き検討を進めますので、御意見があればいただきたいと思います。

また、三市長会との定期的な協議の場の設置については、昨年度国へ要請をした際に、菅官房長官から前向きな発言をいただいたんですが、残念ながらいまだ実施されていない状況ということであります。これについて引き続き協議の場の設置を求めていきたいと思っております。

また、提言に向けましては、8月上旬、市長会の連携担当市長で提言内容を協議し、各市の皆様の御意見を伺い、会長市と相談の上、11月上旬に共同提言を行う予定ということになります。

このほか、三市長会の職員による勉強会、それぞれの市長会議へ相互出席を行うということなどで情報の共有、交流の推進を図ってまいります。

報告は以上であります。

○横浜市長　ありがとうございます。菅官房長官からお約束を得ておりますので、参院選も終わりましたので、引き続き要請をしていきたいと思います。

篠田市長には、11月の三市長会共同提言発出に向けて、どうぞよろしく御調整をお願いしたいと思います。

この件についてもよろしゅうございますか。どうもありがとうございます。

それでは、次に、広域・大規模災害時における指定都市市長会行動計画の検証についてでございます。それでは、特命担当の奥山仙台市長よりお願いいたします。

○仙台市長　熊本市長さんにおかれましては、引き続き災害対応に御尽力されていることに敬意を表する次第でございます。

今回初めて政令指定都市市長会としての行動計画が適用になったということでもありますけれども、実際に適用していく中ではいろいろと検証すべき、今後へ残された課題も見えてきたかなと思っているところでございます。例えば、私どもの行動計画は、基本としては対口支援を想定したものでございましたけれども、今回は熊本県様や、また全国知事会との協議によりまして、指定都市全体で熊本市を支援するという形になりましたものですから、結果的にうまく機能したとは思っているんですが、行動計画と21大都市協定というものの関係とか、そういった点はさらに整理をしておく必要があるのかなと思っているところでございます。さきに名古屋で開催されました会議の際にも検証が必要であるというお話でございました。

具体の検証に当たりましては、きょう、お手元に特に資料は準備していないのでございますけれども、既に現場で実際に活動された各市の職員の皆さんの意見を頂戴したいということで、行動計画の幹事市等の連絡会の中で、アンケート項目を一定整理させていただきまして、現在、各市へアンケート調査を行わせていただいている段階でございます。このアンケート結果を踏まえまして、改善すべきところなどを精査し、また新たにつけ加えるべき項目などもあるかもしれませんので、次回の11月の市長会議におきまして、一定の報告をさせていただきたいと考えております。さらに効果的で、実践的な行動計画に練り上げてまいりたいと考えておりますので、引き続きの御協力をお願いしたいと存じております。

私からは中間的な報告ということで、以上でございます。

○横浜市長 奥山市長、ありがとうございます。災害対応法制の課題の整理もお願いしている中で、大変御多忙でしょうけれども、この行動計画の見直しについても、引き続き御尽力をお願いしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、最後でございますが、「20指定都市合同イクボス研修会in北九州」について、特命担当の北九州市梅本副市長より御報告をお願いいたします。

○北九州市副市長 5月31日に名古屋での指定都市市長会議で、指定都市の市長会の皆さんでイクボス宣言をしていただきました。それを受けまして、資料10でございますが、6月27日、28日で、会長から御紹介いただきました20指定都市合同イクボス研修会を開催させていただきました。

これの報告は見ていただければもうわかると思います。急な開催にもかかわらず、全指定都市から担当者に御参加をいただきまして、まことに感謝申し上げたいと思います。参加者からは大体おおむね良好な評価、あるいは前向きな回答をいただきました。今後もこういう機会を通じて、いろいろな情報、いい事例等の共有をしていきたいと思います。

1つだけお願いを申し上げますのは、各市長さん方におかれましては、参加した職員とぜひ意見交換をしていただいて、これのすばらしさをぜひ御理解いただければと思います。そうしないと、職員のモチベーションも上がらないかもしれません。ぜひよろしくお願いをして、終わりたいと思います。ありがとうございます。

○横浜市長 梅本副市長、ありがとうございます。私もこの研修会、本当にすばらしいと思っております。御意見等よろしゅうございますか。本当にありがとうございました。引き続きよろしくお願いいたします。

それでは、その他といたしまして、来年の指定都市サミットの開催について、松井広島市長から発言をお願いしたいと思います。よろしくお願いします。

○広島市長 ありがとうございます。来年の指定都市サミットは、5月22日月曜日、23日火曜日の予定で、我が市、広島で開催させていただくことになりました。広島市は中国山

地を背に豊かな緑に囲まれております。そして、目の前には瀬戸内海、多島美が広がっておりますし、市内に目を落としますと6本の川が流れており、水の都ということでやってきております。皆さんにぜひ本市にお越しただいて、平和の思いを共有できるような指定都市サミットにしていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。準備を整えて、皆様を心から歓迎したいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○横浜市長 松井市長、本当にありがとうございます。広島市で活発な議論が行えることを本当に楽しみにしております。松井市長におかれましては、お手数をおかけいたしますが、よろしく御準備をお願いしたいと思います。本当にありがとうございます。

皆様、御協力を本当にありがとうございました。それでは、最後に事務局より、次回の指定都市市長会議の開催について御報告をお願いします。

○事務局長 次回の市長会議の開催日程でございますが、11月24日木曜日に東京で開催いたします。会議の詳細につきましては改めて御連絡させていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○横浜市長 ありがとうございます。名古屋サミットで河村市長の議長役が大変評判がよくて、奥山市長は本当に絶賛していらっしゃいました。私もそれに倣いまして、端的に進めることに努力いたしました。

○名古屋市長 褒めてもらったのは初めてです。

○横浜市長 いえいえ、そんなことないです。いつも褒めていますよ。皆様、本当にありがとうございました。最後に何か全体を通して御意見があれば伺いますが、よろしいですか。

どうもありがとうございました。では、これで終了させていただきます。ありがとうございます。（拍手）

午後4時3分閉会